

令和5年7月7日
国 税 庁

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達） 等の一部改正（案）に対する意見公募の結果について

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正（案）については、令和5年5月30日から同年6月29日までの間、ホームページ等を通じて意見公募を行ったところ、36通の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	1 通
○ F A Xによるもの	2 通
○ インターネットによるもの	33 通
合 計	36 通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

（注）御意見の一覧（要約）については、財務省地下1階（東京都千代田区霞が関3-1-1）の閲覧窓口において閲覧することができます。

3 今後の予定

令和5年7月7日に改正通達を公表いたします。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
通達改正について	<ul style="list-style-type: none"> ● 本通達は、レイトーステージのスタートアップへのインセンティブが大きく、アーリーステージのスタートアップへのインセンティブが小さくなり、スタートアップエコシステムに歪みを与える可能性があることから、アメリカの 409A のような株価算定ルールのほうがよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の通達改正は、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件について、取引相場のない株式については「株価算定ルールが明示されておらず、税制適格ストックオプションの発行等において不安定な税務実務となっている」との指摘を踏まえて行ったものです。 ● 今回の通達改正が行われれば、取引相場のない株式の価額の算定が容易になり、実務上の不安定さが解消されることから、適切な改正と考えています。
個別具体的な株価の算定について	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先株式に転換することのできる新株予約権（通称 J-KISS）を発行している場合の取扱いを明らかにしてほしい。 ● 出資額以上の優先分配とする優先株式の取扱いを明らかにしてほしい。 ● 純資産価額と発行済株式数の基準日を、スタートアップが任意で選べるようにし、それを明示的に通達に記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別具体的な株価の算定方法について、通達で定めることは困難です。 ● 御意見を踏まえた Q & A を作成させていただきます。
売買実例について	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式投資型クラウドファンディングによる募集、非上場株式のセカンダリー取引、第三者割当増資等が売買実例に当たるかを明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買実例とは、その株式の売買のほか、その株式の発行による増資が含まれますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は含まれません。この点につきましても、Q & A で明らかにさせていただきます。 ● なお、税制適格ストックオプションの付与契約時の株価の算定においては、売買実例があったとしても、財産評価基本通達の例によることができます。
適用関係について	<ul style="list-style-type: none"> ● 通達発遣前に発行された新株予約権について、本通達発遣後にその内容を変更し、権利行使価額を財産評価基本通達の例によって算定した「契約時の 1 株当たりの価額」に引き下げた場合の取扱いを明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制適格ストックオプションに関する契約を変更した場合の取扱いにつきましても、Q & A で明らかにさせていただきます。

(参考) 今回の意見公募手続に付した「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)等の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について」の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。